

高 第 5 1 号

平成26年1月27日

各社会福祉法人代表者 様

大田市市民生活部高齢者福祉課長
(指 導 監 査 係)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の一部改正について (通知)

平素は社会福祉事業の推進につきまして、格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり島根県から情報提供がありました。

調理施設の衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の徹底を、島根県から依頼してあるところですが、ノロウイルス食中毒対策に関して、当該マニュアルの一部が改正されています。

当該マニュアルは、「同一食材を使用し、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」に適用されるものですが、食中毒を予防するため、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、このマニュアルに基づく衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

※「大量調理施設衛生管理マニュアル」の全文については、以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/131022_1.pdf

大田市 市民生活部 高齢者福祉課
指導監査係 担当：渡辺、石田
TEL：0854-83-8064 (直通)
0854-82-1600 (代) 内線 1132
FAX：0854-84-9204
メールアドレス：o-shidou@iwamigin.jp

地福第1410号
平成26年1月20日

各社会福祉法人代表者
隠岐広域連合長様
鹿足郡養護老人ホーム組合長

島根県健康福祉部長
(地域福祉課)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の一部改正について（通知）

社会福祉施設等における食中毒予防につきましては、平素より格別の御尽力をいただき、お礼申し上げます。

調理施設の衛生管理については、平成20年7月17日付け地福第659号島根県健康福祉部長通知「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」により、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に基づく衛生管理の徹底を依頼しておりますが、このたび、ノロウイルス食中毒対策に関して、当該マニュアルの一部が改正されました。

当該マニュアルは、同一食材を使用し、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるものですが、社会福祉施設等における食中毒を予防するため、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、周知をお願いします。

なお、改正後マニュアルは地域福祉課ホームページに掲載しております。

※地域福祉課>社会福祉法人・事業>01お知らせ

【参考】大量調理施設衛生管理マニュアル全文（厚生労働省HP）

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/131106_02.pdf

【主な改正点】

二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は、中心温度が85～90℃で90秒間以上の加熱されていることを確認する。